

広報

あしや

No.1138

平成26年
(2014年)

8月15日号

毎月1日・15日発行

Garden City Ashiya

発行/
芦屋市役所(広報国際交流課)
TEL.0797-31-2121/FAX.0797-38-2152
〒659-8501兵庫県芦屋市精道町7番6号
ホームページ
http://www.city.ashiya.lg.jp/
メールアドレス
info@city.ashiya.lg.jp



“第36回 芦屋サマーカーニバル”が開催されました
7月26日(土)、快晴の下、約97,800人のかたがたが、緑日や市民ステージ・花火を楽しみました。

平成26年 第3回 市議会定例会の日程

問い合わせ 市議会事務局 ☎38-2001

平成26年第3回定例会は、9月2日(火)に招集され、10月2日(木)までの日程で開催する予定です。

傍聴を希望されるかたは、日程が変更になることがありますのでお確かめの上、ご来場ください。

- 9月1日(月)【議会運営委員会】
- 9月2日(火)【本会議】議案説明等
- 9月3日(水)【建設公営企業常任委員会】
議案・請願の審査等
- 9月4日(木)【民生文教常任委員会】
議案・請願の審査等
- 9月5日(金)【総務常任委員会】議案・請願の審査等
- 9月9日(火)【議会運営委員会】
- 9月10日(水)・11日(木)【本会議】一般質問等
- 9月12日(金)【決算特別委員会】概要説明
- 9月18日(木)【議会運営委員会】
- 9月19日(金)【本会議】
委員長報告・討論・表決等(決算以外)
- 9月24日(水)・25日(木)・26日(金)【決算特別委員会】
議案の審査
- 10月1日(水)【議会運営委員会】
- 10月2日(木)【本会議】委員長報告・討論・表決等(決算)



兵庫県合同防災訓練を実施

阪神・淡路大震災から20年の節目にあたり、兵庫県と阪神7市1町(芦屋市・尼崎市・西宮市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町)による地震・津波災害を想定した実動型の合同防災訓練を実施します。

■日時 8月31日(日)午前10時～ ■会場 海洋町(潮芦屋)フリーゾーンほか ■内容 市民参加による発災からの避難訓練、県消防防災航空隊による津波一時避難ビルからの救出訓練、県災害医療センター・D・M・A・T(災害派遣医療チーム)による応急救護所設置運営訓練、西宮海上保安署・消防・警察・自衛隊等による救助訓練など。啓発展示も行います。

当日は、午前10時から防災行政無線による「地震発生情報」に合わせ、シェイクアウト訓練を実施します。市民の皆さんの参加をお願いします。
※なお、当日に気象警報等が発表された場合などは、住民の皆さんの安全確保を最優先として判断し、訓練を中止する場合がありますので、ご了承ください。

問い合わせ 防災安全課 ☎38-2093

「臨時福祉給付金」 「子育て世帯臨時特例給付金」のお知らせ

問い合わせ 地域福祉課 臨時福祉給付金コールセンター ☎38-2054(〒659-8501 住所不要)

給付の可能性が高かたには、7月初旬に申請書をお送りしていますが、扶養関係が把握できない等の事情で、申請書が届かなかつたかたについても、受給要件を満たしている場合は対象となります。下記の【対象者診断チャート】を参考に、対象となる場合は、申請書の送付を請求してください。給付金の振り込みについては、支給審査を行いますので、申請書返送後2カ月程かかります。
■相談・受け付け 市役所南館地下1階(午前9時～午後5時30分)
■受付期間 7月4日～平成27年1月5日(土・日・祝日・年末年始を除く)

- ### 臨時福祉給付金
- 支給対象者 次のいずれの要件も満たすかた
 - 平成26年1月1日(基準日)に芦屋市の住民基本台帳に登録されている
 - 平成26年度市町村民税(均等割)が非課税
 - 支給対象外
 - 平成26年度市町村民税(均等割)が課税されているかたおよびその扶養親族等
 - 生活保護制度の被保護者等
 - 支給額 対象者1人につき1万円
 - ※高齢基礎年金や児童扶養手当等の受給者は5千円の加算あり
- ### 子育て世帯臨時特例給付金
- 支給対象者 平成26年1月1日(基準日)において、次のいずれの要件も満たすかた
 - 平成26年1月分の児童手当特例給付を含む)を受給
 - 平成25年中の所得が児童手当の所得制限額未満

- 支給対象児童 平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の対象となる児童
 - 支給対象外
 - 平成26年1月2日以降に生まれた児童
 - 臨時福祉給付金の支給対象者
 - 生活保護制度の被保護者等
 - 支給額 対象児童1人につき1万円
- 【公務員のかたへ】
平成26年1月分の児童手当を勤務先で受給していた公務員のかたは、次の書類を上記の宛先に提出してください。
①子育て世帯臨時特例給付金の申請書
②児童手当(特例給付)受給証明書
①、②は勤務先から交付されたものです。なお、②の児童手当振込口座以外の指定口座を希望されるかたは、③本人確認書類と④指定した口座が確認できる書類の添付も必要です。
- 「振り込み詐欺」「個人情報詐取」などにご注意ください。

対象者診断チャート (基準日は平成26年1月1日になります)

